COLOWIDE

第59期

定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2021年６月24日（木曜日）午後２時
受付開始 午後１時

開催場所

神奈川県横浜市中区山下町３丁目１番
神奈川県民ホール
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

議　　案

第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）６名選任の件
第2号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

証券コード：7616

株式会社コロワイド

株 主 各 位

証券コード 7616
2021年６月８日

横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
ランドマークタワー12階
株式会社コロワイド
代表取締役社長 **野尻　公平**

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記により開催致しますので、ご通知申し上げます。

尚、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使についてのご案内」（４～６頁）の通り、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年６月23日（水曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【株主総会のお土産について】

本年の定時株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力株主総会当日のご来場をお控え頂いておりますことから、お土産のご用意は致しておりませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	**2021年６月24日（木曜日）午後２時（受付開始：午後１時）**
2 場　　所	神奈川県横浜市中区山下町３丁目１番 **神奈川県民ホール** （会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3 目的事項	**報告事項**　1. 第59期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第59期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）６名選任の件 第2号議案　監査等委員である取締役４名選任の件 第3号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に添付すべき書類の内、事業報告の「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「会社役員の状況（取締役の状況の内、重要な兼職の状況及び社外役員に関する事項）」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条第３項の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知の提供書面には、記載しておりません。

従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際して、監査等委員会又は会計監査人が監査をした対象の一部であります。

尚、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させて頂きます。

当社ウェブサイト（https://www.colowide.co.jp/）



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、次の３つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年6月24日（木曜日）
午後２時（受付開始：午後１時）



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後６時到着分まで



インターネットで議決権
を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

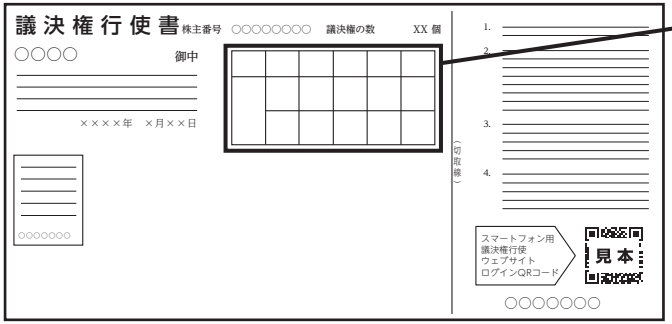

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・２号議案		
● 全員賛成の場合	≫	「賛」の欄に○印
● 全員反対する場合	≫	「否」の欄に○印
● 一部の候補者を反対する場合	≫	「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第３号議案		
● 賛成の場合	≫	「賛」の欄に○印
● 反対する場合	≫	「否」の欄に○印

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱い致します。またインターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

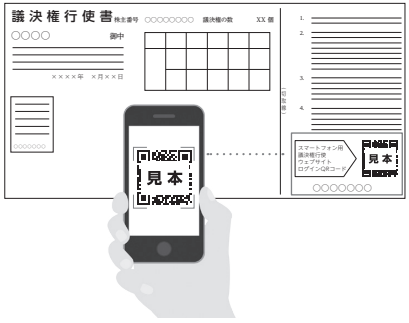

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

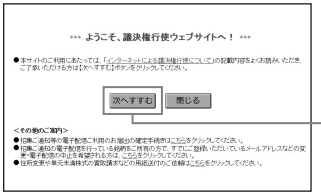

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

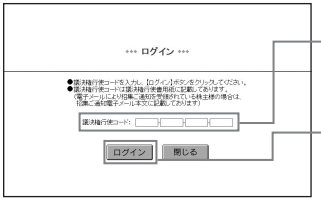

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00～21:00）

第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）６名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じです。）５名全員が任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。尚、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位	
1	蔵人（くろうど）　金男（かねお）	代表取締役会長	再任
2	野尻（のじり）　公平（こうへい）	代表取締役社長	再任
3	瀬尾（せお）　秀和（ひでかず）	取締役	再任
4	磯野（いその）　健雄（たけお）		新任
5	松見（まつみ）　大輔（だいすけ）		新任
6	杢野（もくの）　純子（じゅんこ）	取締役	再任　独立　社外

候補者番号 1

蔵人（くろうど） 金男（かねお）

再任

生年月日
1947年8月3日

所有する当社の株式数
普通株式
2,667,605株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1966年 4 月　当社入社
1975年12月　当社取締役
1983年 3 月　当社代表取締役社長
2007年 2 月　当社代表取締役会長兼社長
2012年 4 月　当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

創業者であり、強いリーダーシップをもって当社グループの成長を牽引し、長年にわたり当社代表取締役社長・代表取締役会長として経営を指揮してきた実績や、外部環境が激変する中、更なる当社グループの発展のため、取締役候補者と致しました。

候補者番号 2

野尻（のじり） 公平（こうへい）

再任

生年月日
1962年4月4日

所有する当社の株式数
普通株式
31,160株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1993年 3 月　当社入社
1997年 6 月　当社取締役
2001年 8 月　当社常務取締役
2002年 1 月　当社専務取締役
2009年 9 月　当社代表取締役専務
2012年 4 月　当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

経営管理部門を中心に当社グループの業務執行に重要な役割を担ってきており、特にM&Aによる当社グループの成長に貢献。2012年以降は代表取締役社長としてグループ経営戦略の策定・推進を担っており、当社グループ経営に適切な人材であり、取締役候補者と致しました。

候補者番号 3

瀬尾（せお） 秀和（ひでかず）

再任

生年月日
1957年1月13日

所有する当社の株式数
普通株式
1,000株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1979年 4 月	㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行
2006年 9 月	みずほコーポレートアドバイザリー㈱代表取締役社長
2013年11月	当社常勤社外監査役
2015年 6 月	当社社外取締役（監査等委員）
2016年 6 月	当社取締役　管理部門担当（現任）

取締役候補者とした理由

当社CFOとして、M&Aの執行と資金調達等を担当。海外経験も豊富であり海外パートナーとの業務・資本提携等にも貢献。これらの経験・実績を踏まえ、取締役候補者と致しました。

候補者番号 4

磯野（いその） 健雄（たけお）

新任

生年月日
1971年9月1日

所有する当社の株式数
普通株式
一株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1996年 4 月	㈱新潟ニチイ（現イオンリテール㈱）入社
2004年 8 月	㈱ワタミファーム入社
2018年 6 月	ワタミ㈱取締役MD本部長
2020年10月	㈱コロワイドMD入社　顧問
2020年11月	㈱コロワイドMD取締役副社長
2021年 3 月	㈱コロワイドMD代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

食材の調達、加工、流通等のマーチャンダイジング分野で豊富な業務経験を持つ。当社グループの継続的成長に不可欠なマーチャンダイジング業務の専門的知見と実績を踏まえ、取締役候補者と致しました。

候補者番号 5

松見 大輔（まつみ だいすけ）

新任

生年月日
1974年5月4日

所有する当社の株式数
普通株式
一株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1998年 4 月	YKK㈱入社
2007年12月	㈱レックス・ホールディングス（現 ㈱レインズインターナショナル）入社
2015年 4 月	㈱レインズインターナショナル取締役
2020年 4 月	当社執行役員
2021年 5 月	当社執行役員　人事法務本部 本部長（現任）

取締役候補者とした理由

実務に精通した企業法務の専門家であり、各種契約書作成・締結、債権管理等の経験も豊富。コロナ禍における行政からの休業・時短営業要請等へのグループ全店舗での対応統括を担っており、当社グループ経営の管理・統制に貢献。これらの実績を踏まえ、取締役候補者と致しました。

候補者番号 6

杢野 純子（もくの じゅんこ）

再任

独立

社外

生年月日
1961年12月20日

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1984年 4 月	横河ヒューレット・パッカード　フィールドシステムエンジニア
1991年 7 月	アーサー・D・リトル・ジャパン㈱
2002年 1 月	㈱ポケモン　執行役員
2008年 9 月	ウォルト・ディズニー・ジャパン コンシューマー・リレーションシップ・マネジメント　ディレクター
2015年10月	㈱円谷プロダクション マーケティング本部長　執行役員
2019年 6 月	当社社外取締役（現任）
2019年 7 月	㈱TRAIL マネージングディレクター（現任）
2019年 7 月	STOCK POINT㈱ アドバイザー（現任）
2021年 3 月	㈱トレスバイオ研究所　社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

外資系を含む多様な企業において、ITサービス・E-commerce・デジタルマーケティングの分野での戦略策定・事業運営を実施。当社グループにおいても同分野が益々重要性を増すことを踏まえ、デジタルマーケティング戦略等の策定と推進の観点で経営に対する管理・監督を行うに適任と判断し、社外取締役候補者と致しました。

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．杢野純子氏は社外取締役候補者であります。
3．当社は杢野純子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令で定める額（最低責任限度額）のいずれか高い金額となります。
4．杢野純子氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5．当社は、本議案が承認された場合、杢野純子氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ることを予定しております。
6．役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、保険会社との間で、取締役、執行役員を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。
(1) 被保険者の実質的な保険料の負担割合
保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
(2) 補填の対象とされる保険事故の概要等
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填致します。

第2号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役３名全員が任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。
また本議案については、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号　1

宇田（うだ）　猛（たけし）

再 任

生年月日
1961年３月31日

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1984年 4 月	㈱日伸食品（現カッパ・クリエイト㈱）入社
1995年 7 月	同社東日本事業部部長
2005年 8 月	同社取締役
2008年 6 月	同社物流部部長
2012年11月	同社総務部部長
2015年 6 月	同社常勤監査役
2018年 6 月	同社取締役（監査等委員）
2019年 6 月	当社取締役（監査等委員・常勤）（現任）

取締役候補者とした理由

当社グループのカッパ・クリエイト株式会社において、事業・物流・総務各部門において部長を歴任し、2015年以降は監査役・監査等委員として経営の監査・監督における実績が顕著であり、当社における監査等委員として適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者と致しました。

候補者番号 2

福崎 真也（ふくざき しんや）

再任

独立

社外

生年月日
1969年4月24日

所有する当社の株式数
―株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1997年 3 月	司法修習修了（49期）
1997年 4 月	弁護士登録（東京弁護士会）九段綜合法律事務所入所
2001年10月	番町スクエア法律事務所開設
2016年 6 月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
	ヤマシンフィルタ㈱　社外取締役（監査等委員）（現任）
2017年 7 月	福崎法律事務所開設（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

企業法務に関する専門知識と幅広い業務経験を持つ人材であり、また他社の監査役・監査等委員としての経験も豊富。コーポレートガバナンス・コンプライアンスに対する社会の要請が高度化する中、当社の社外取締役・監査等委員として法律面の議論に積極的に参画・貢献しており、引き続き監査等委員である社外取締役候補者と致しました。

候補者番号 3

谷 充史（たに みちお）

再任

独立

社外

生年月日
1952年1月30日

所有する当社の株式数
―株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1975年 4 月	㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行
2000年 8 月	同行証券化営業部長
2002年 4 月	㈱みずほ銀行資本市場部長
2002年 7 月	同行証券IB部長
2003年 4 月	みずほ証券㈱常務執行役員　米国みずほ証券社長
2006年 6 月	ヒューリック㈱専務執行役員
2011年 6 月	KYB㈱常勤監査役
2018年 6 月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融機関在任中に得た幅広い業務知識と経験に基づき、財務・会計に関する豊富な知見を有し、また監査役としての経験も豊富。当社の社外取締役・監査等委員としても活発に議論に参画し、会計・財務に関するガバナンス・コンプライアンスに関する貢献も顕著であり、引き続き監査等委員である社外取締役候補者と致しました。

候補者番号 4

熊王 斉子（くまおう さいこ）

新任

独立

社外

生年月日
1970年2月27日

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

2017年12月　司法修習修了（70期）
2017年12月　弁護士登録（第一東京弁護士会）弁護士法人リーガルプラス入所
2018年 6 月　島村法律会計事務所入所（現任）
2020年 3 月　セーラー万年筆㈱　社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

企業法務の専門知識に加え、司法試験準備の傍ら様々な業種の職務に従事し、業務経験が豊富。更に取締役監査等委員としての経験もあり、今後、企業経営においてＥＳＧを踏まえた経営の管理が重要性を増す中、専門知識と幅広い目線での取締役会運営への貢献の観点で監査等委員である社外取締役候補者と致しました。

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2．福崎真也氏、谷充史氏及び熊王斉子氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 福崎真也氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって５年であります。当社は福崎真也氏を、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員（社外取締役）として届け出ることを予定しております。

(2) 谷充史氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって３年であります。当社は谷充史氏を、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員（社外取締役）として届け出ることを予定しております。

(3) 当社は、本議案が承認された場合、熊王斉子氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ることを予定しております。

3．当社と福崎真也氏及び谷充史氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令が定める額（最低責任限度額）のいずれか高い金額としております。両氏の選任が承認された場合、当社は引き続き両氏との当該契約を継続する予定であります。また当社と熊王斉子氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令が定める額（最低責任限度額）のいずれか高い金額となります。

4．役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、取締役、執行役員を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、宇田猛氏、福崎真也氏及び谷充史氏の各氏は引き続き被保険者となり、熊王斉子氏は新たに被保険者となります。

(1) 被保険者の実質的な保険料の負担割合

保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(2) 補填の対象とされる保険事故の概要等

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填致します。

第3号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2015年６月24日開催の第53期定時株主総会において、年額500百万円以内（但し使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とご承認頂いております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）を対象に、優秀な経営人材を確保し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することと致したいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額150百万円以内（但し使用人兼務取締役の使用人支給分を含まない）と致します。また各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は、「指名・報酬諮問委員会」の諮問を経て取締役会において決定することと致します。

尚、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は５名（うち社外取締役１名）でありますが、第１号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は６名（うち社外取締役１名）となります。

また対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（但し本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割、無償割当てまたは株式併合が行われた場合、その他当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する）と致します。

尚、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定致します。またこれによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、次の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結することを条件と致します。

また本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（尚、本議案が承認可決された場合には、当該方針の内容は、本議案の内容に沿うよう変更致します）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役に対して、各選任後その任期満了までの期間（以下「役務提供期間」という）にかかる職務の対価として、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）が付与され、対象取締役は、本割当株式の付与日から当社または当社子会社の取締役、執行役員、社員（以下「役職員等」という）のいずれの地位をも退任または退職した時点までの間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当株式について、譲渡、担保権

の設定その他一切の処分をすることができない（以下「譲渡制限」という）。

（2）無償取得

当社は、本割当株式の付与を受けた対象取締役が、役職員等のいずれの地位をも退任または退職した場合には、任期満了、定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由（以下「正当理由」という）があるときを除き、本割当株式の全てを当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の付与を受けた対象取締役が、正当理由により役職員等のいずれの地位をも退任または退職したことを条件として、本割当株式の全てについて、当該退任または退職した時点をもって譲渡制限を解除する。但し対象取締役が役務提供期間中に取締役の地位を離れた場合には、当該役務提供期間にかかる本割当株式については、譲渡制限を解除する本割当株式の数及びその解除時期を必要に応じて合理的に調整することができる。この場合、当社は譲渡制限が解除されなかった本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合、当社は譲渡制限が解除されなかった本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

提供書面

事業報告（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって経済活動が大きく停滞を強いられました。それでも製造業は主として中国における需要回復に牽引され多くの業種で回復傾向がみられるようになりましたが、非製造業の方はＩＴ（情報技術）サービスや不動産を除くと外出自粛やテレワーク（在宅勤務）の継続、雇用環境の悪化による節約志向の高まり、インバウンド需要の消滅などから回復が遅々として進んでおりません。そして新型コロナウイルス禍の終息時期が見通せないことから、全体としては先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては2020年４月に発出された緊急事態宣言が解除されて以降、「Go To キャンペーン」効果もあって徐々に低迷状態から脱却しておりました。しかしながら11月下旬になって新型コロナウイルス感染症への警戒感が再燃し、更に2021年１月に緊急事態宣言が再度発出されるに至り、自治体から店舗の臨時休業或いは時短営業、酒類の提供制限等の要請を受け、宴会需要も消滅するなど、居酒屋業態中心に非常に厳しい状況に見舞われております。

このような状況の中、当社グループでは引き続き「すべてはお客様の為に」をモットーにＱＳＣＡを高め、家庭ではなかなか体験できない様々な料理や高レベルのサービスをお客様に提供することによって、「楽しかった、美味しかった」とお客様に喜んで頂けるよう心掛けております。また新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑止のため、従業員の健康管理の強化や頻繁な手洗い・消毒の徹底、ソーシャルディスタンス確保のための客席数削減、客席間に飛沫防止用のアクリル板設置、お客様に対して入店時の検温と手のアルコール消毒、マスク会食依頼、店舗内の小まめな清掃・換気などを積極的に実施しております。更に中食を上回る上質でお値打ち感のあるランチメニューやテイクアウト商品の拡充・強化、デリバリーサービスの推進、インターネット上に実店舗では扱っていない様々なメニューを登録し提供する「バーチャルレストラン」も開業しております。

コスト面では費用対効果の精査に努め、損益分岐点の引き下げを鋭意図っております。即ち新規の出店投資の抑制、従業員の適正な配置転換による人材の活性化及び人件費の削減、賃借物件の家賃契約に代表される各種契約の見直しによる費用圧縮、業態集約並びに不採算店舗の大量閉鎖、提供メニューの工夫に基づく使用食材の歩留まり向上、需要予測の精緻化による食品廃棄ロスの低減、物流拠点の集約などに取り組んでおります。

店舗政策につきましては、直営レストラン業態を25店舗、直営居酒屋業態を1店舗、合計26店舗を新規出店し、ＦＣレストラン業態28店舗とＦＣ居酒屋業態の22店舗を直営化しました。一方、不採算や賃借契約の終了などにより直営レストラン業態を85店舗、直営居酒屋業態を133店舗、合計218店舗を閉店し、直営レストラン業態３店舗をＦＣ化しました。その結果、当連結会計年度末の直営店舗数は1,470店舗となりました。尚、ＦＣ店舗を含めた総店舗数は2,843店舗となっております。

以上のような施策を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑止を図る必要から、営業店舗の休業や時短営業を大量に実施した負の影響を大きく受けました。また新型コロナウイルス禍の第２波・第３波の影響で、消費者の外出自粛やテレワーク（在宅勤務）の継続、グループ利用による会食の敬遠、更には忘年会・新年会・歓送迎会等の需要の消滅などから、都心部の居酒屋業態はもとより比較的堅調に推移していた焼肉業態やグルメ寿司業態においても、従来なら繁忙期のはずの時期に客数及び売上収益が前期または前々期を大幅に下回ることになりました。これらのことから当連結会計年度の連結業績につきましては、売上収益が1,681億81百万円、事業損失が81億46百万円、当期損失が107億69百万円、親会社の所有者に帰属する当期損失が97億28百万円となりました。

尚、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、政府・自治体からの店舗臨時休業や営業時間短縮等の要請に伴う時短協力金及び雇用調整助成金等の収入を、売上原価、販売費及び一般管理費、その他の営業費用からの控除並びにその他の営業収益へ計上をしております。

(注) 事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の額は66億67百万円（店舗敷金保証金６億80百万円含む）であり、新規店舗の建物設備及び既存店改装に投資しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金として289億円の調達を行いました。
また金融機関からの借入の他に次の社債を発行致しました。

会社名	発行銘柄	発行総額	発行日
㈱コロワイド	第68回無担保社債	25億円	2021年 2 月25日
カッパ・クリエイト㈱	第 7回無担保社債	10億円	2020年 9 月30日
㈱レインズインターナショナル	第13回無担保社債	14億円	2020年 8 月31日
㈱レインズインターナショナル	第14回無担保社債	9億円	2020年 8 月31日
㈱レインズインターナショナル	第15回無担保社債	24億円	2020年 8 月31日
㈱レックス	第 1回無担保社債	55億円	2020年 9 月30日

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度における他の会社の株式取得および処分の状況は次のとおりです。

年　月	概　要
2020年9月	当社は、㈱大戸屋ホールディングスの普通株式2,000,371株を公開買付けにより2020年９月15日付で取得し連結子会社と致しました。当社の㈱大戸屋ホールディングスに対する議決権保有割合は46.8%となりました。
2021年3月	当社は、㈱アトムの普通株式23,000,000株の売出しを行いました。その結果、当社の㈱アトムに対する議決権保有割合は41.2%となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区　分		第56期 (2018年３月期)	第57期 (2019年３月期)	第58期 (2020年３月期)	第59期 (当連結会計年度) (2021年３月期)
		IFRS			
売上収益	(百万円)	245,911	244,360	235,334	**168,181**
事業利益又は事業損失	(百万円)	7,193	8,499	5,632	**△8,146**
親会社の所有者に帰属する当期利益又は親会社の所有者に帰属する当期損失	(百万円)	1,170	632	△6,447	**△9,728**
基本的１株当たり当期利益又は基本的１株当たり当期損失	(円)	12.91	5.72	△88.62	**△136.55**
資産合計	(百万円)	229,816	222,301	248,832	**263,993**
資本合計	(百万円)	50,316	50,645	38,889	**37,810**

(注) 1．当社は、会社計算規則第120条第１項の規定により国際会計基準（IFRS）に基づいて計算書類を作成しております。
　　2．当社は、経常的事業活動からの収益の指標として、事業利益を重視しております。

■ **売上収益**（単位：百万円）

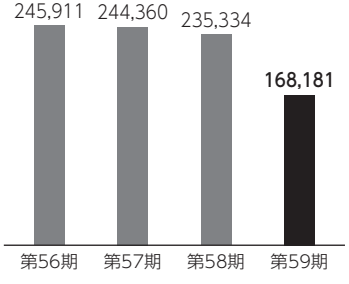

■ **事業利益**（単位：百万円）

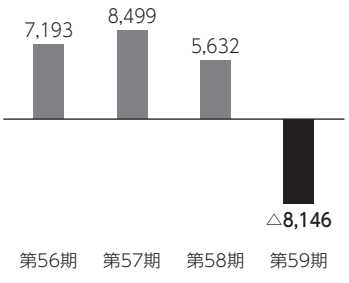

■ **資本合計**（単位：百万円）

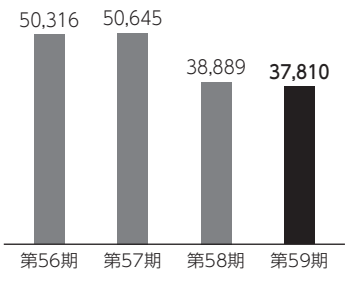

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

当社連結子会社51社の2021年３月31日現在の状況は次のとおりです。

名称	資本金（百万円）	主な事業の内容	議決権の所有割合（%）（注1）
㈱コロワイドMD	10	飲食店チェーンの運営及び各種食料品の商品開発・調達・製造・物流・マーチャンダイジング	100.0
㈱アトム（子会社１社含む）（注）２	100	直営飲食店チェーン及びFC事業の運営	41.2
㈱レックス（注）３	4,042	投資業、有価証券の保有・運用	99.9
㈱ＳＰＣレックス	20	投資業、有価証券の保有・運用	100.0
㈱レインズインターナショナル（注）４	10	外食ブランドの直営及びFCチェーンの運営	100.0
㈱コスト・イズ（注）５	194	酒類等の販売・物流	100.0
台灣瑞滋國際股份有限公司（注）６	151	台湾における飲食店チェーンの運営	100.0
東京牛角股份有限公司（注）６	217	台湾における飲食店チェーンの運営	100.0
REINS INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE.LTD.（子会社１社含む）（注）６、13	101	東南アジアにおける飲食店チェーンの運営	100.0
REINS INTERNATIONAL (THAILAND) CO.,LTD.（注）６	18	タイにおける飲食店チェーンの運営	49.0
PT.REINS MARINDO INDONESIA（注）６	240	インドネシアにおける飲食店チェーンの運営	51.0
AME-GYU CO.,LTD.（注）６	4,606	投資業、有価証券の保有・運用	100.0
REINS INTERNATIONAL (USA) CO.,LTD.（子会社9社含む）（注）７、８	1,588	北米における飲食店チェーンの運営	100.0
㈱フレッシュネス（注）６	10	ハンバーガーブランドの直営及びFCチェーンの運営	100.0
㈱アトム北海道（注）６	10	直営飲食店チェーン及びFC事業の運営	100.0
カッパ・クリエイトコリア㈱（注）６	814	韓国における飲食店チェーンの運営	80.0
COLOWIDE VIETNAM.,JSC.（注）６	357	ベトナムを中心とする飲食店チェーンの運営	75.2
㈱ＳＰＣカッパ	10	投資業、有価証券の保有・運用	100.0
カッパ・クリエイト㈱（子会社２社含む）（注）９、10	100	直営飲食店チェーンの多店舗展開及びデリカ事業	50.6
㈱大戸屋ホールディングス（子会社８社含む）（注）14	3,022	グループ会社の企画・管理・運営	46.8
㈱ダブリューピィージャパン（注）11	90	直営飲食店チェーンの運営	100.0
㈱バンノウ水産（注）11	10	鮪類並びに水産物の卸売・加工販売	100.0

名称	資本金（百万円）	主な事業の内容	議決権の所有割合（%）（注1）
㈱シルスマリア（注）12	15	生菓子、焼き菓子、チョコレート（生チョコ他）の製造・販売	100.0
㈱ダイニング・クリエイション	10	直営飲食店チェーンの運営	100.0
㈱フューチャーリンク（注）15	10	ＦＣ事業運営	100.0
㈱WORITS（注）11	10	直営飲食店チェーンの運営	100.0
㈱ダイニングエール（注）11	10	給食事業の運営	100.0
㈱ココット	10	事務処理業務	100.0
ワールドピーコム㈱（注）11	75	外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用	95.1
COLOWIDE ASIA CO.,LTD.（注）11	54	アジアでの店舗展開における投資会社	100.0

（注）1．上記の議決権比率は、子会社が保有する議決権との合計となっております。
2．㈱アトムにおける子会社は、㈱エムワイフーズであります。
3．㈱レックスの株式は、当社及び㈱アトムが保有しております。
4．㈱レインズインターナショナルの株式は、当社、㈱レックス及び㈱ＳＰＣレックスが保有しております。
5．㈱コスト・イズの株式は、㈱コロワイドMD及び㈱レインズインターナショナルが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
6．台灣瑞滋國際股份有限公司、東京牛角股份有限公司、REINS INTERNATIONAL（SINGAPORE）PTE.LTD.、REINS INTERNATIONAL（THAILAND）CO.,LTD.、PT.REINS MARINDO INDONESIA、AME-GYU CO.,LTD.、㈱フレッシュネス、カッパ・クリエイトコリア㈱、㈱アトム北海道及びCOLOWIDE VIETNAM.,JSC.の株式は、㈱レインズインターナショナルが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
7．REINS INTERNATIONAL（USA）CO.,LTD.における子会社９社は、REINS INTERNATIONAL CALIFORNIA,INC.、REINS INTERNATIONAL NEWYORK,INC.、REINS INTERNATIONAL CHICAGO,INC.、REINS TEXAS INTERNATIONAL,INC.、REINS INTERNATIONAL MASSACHUSETTS,INC.、REINS INTERNATIONAL GEORGIA,INC.、REINS INTERNATIONAL COLORADO,INC.、REINS USA FRANCHISE COMPANY,INC.及びREINS USA MD COMPANY,INC.であります。
8．REINS INTERNATIONAL（USA）CO.,LTD.の株式は、AME-GYU CO.,LTD.が保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
9．カッパ・クリエイト㈱における子会社２社は、㈱ジャパンフレッシュ及び㈱華八であります。
10．カッパ・クリエイト㈱の株式は、㈱ＳＰＣカッパが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
11．㈱ダブリューピィージャパン、㈱バンノウ水産、ワールドピーコム㈱、COLOWIDE ASIA CO.,LTD.、㈱WORITS及び㈱ダイニングエールの株式は、㈱コロワイドMDが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
12．㈱シルスマリアの株式は、㈱コロワイドMD及び㈱アトムが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
13．REINS INTERNATIONAL（SINGAPORE）PTE.LTD.における子会社は、GYU-KAKU SINGAPORE PTE. LTD.であります。
14．㈱大戸屋ホールディングスの株式は、当社及び㈱ダイニング・クリエイションが保有しております。尚、㈱大戸屋ホールディングスにおける子会社８社は、㈱大戸屋、香港大戸屋有限公司、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE LTD.、AMERICA OOTOYA INC.、OOTOYA NJ L.L.C、THREE FOREST（THAILAND）CO.,LTD.、M OOTOYA（THAILAND）CO.,LTD.、VIETNAM OOTOYA CO.,LTD.であります。

15. ㈱フューチャーリンクの株式は、㈱ダイニング・クリエイションが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。

② 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(4) 主要な営業所及び工場（2021年３月31日現在）

本　　店	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
神奈川ＣＫ	神奈川県横須賀市佐原二丁目２番２号
長浜ＣＫ	滋賀県長浜市国友町270
栃木工場	栃木県河内郡上三川町多功南原2568-３
上尾工場	埼玉県上尾市大字平塚125-２
富士工場	静岡県富士市比奈358-12
三保工場	静岡県静岡市清水区折戸字和田443-１
静岡工場	静岡県静岡市清水区駒越北町313-１
名古屋工場	愛知県名古屋市熱田区三本松町18-43
滋賀工場	滋賀県草津市上寺町字上柳200
尼崎工場	兵庫県尼崎市西高洲町30-10

※CKはセントラルキッチン

店舗数の推移

	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
直営店舗数	1,390	1,414	1,527	1,530	1,508	1,462	1,470
ＦＣ店舗数	1,072	1,095	1,211	1,191	1,201	1,203	1,373
合　　計	2,462	2,509	2,738	2,721	2,709	2,665	2,843

●直営・FCともに全国規模で店舗を展開

（2021年3月末時点）

	合計	国内	海外
	2,843 店舗	2,486 店舗	357 店舗
直営	1,470 店舗	1,332 店舗	138 店舗
FC	1,373 店舗	1,154 店舗	219 店舗

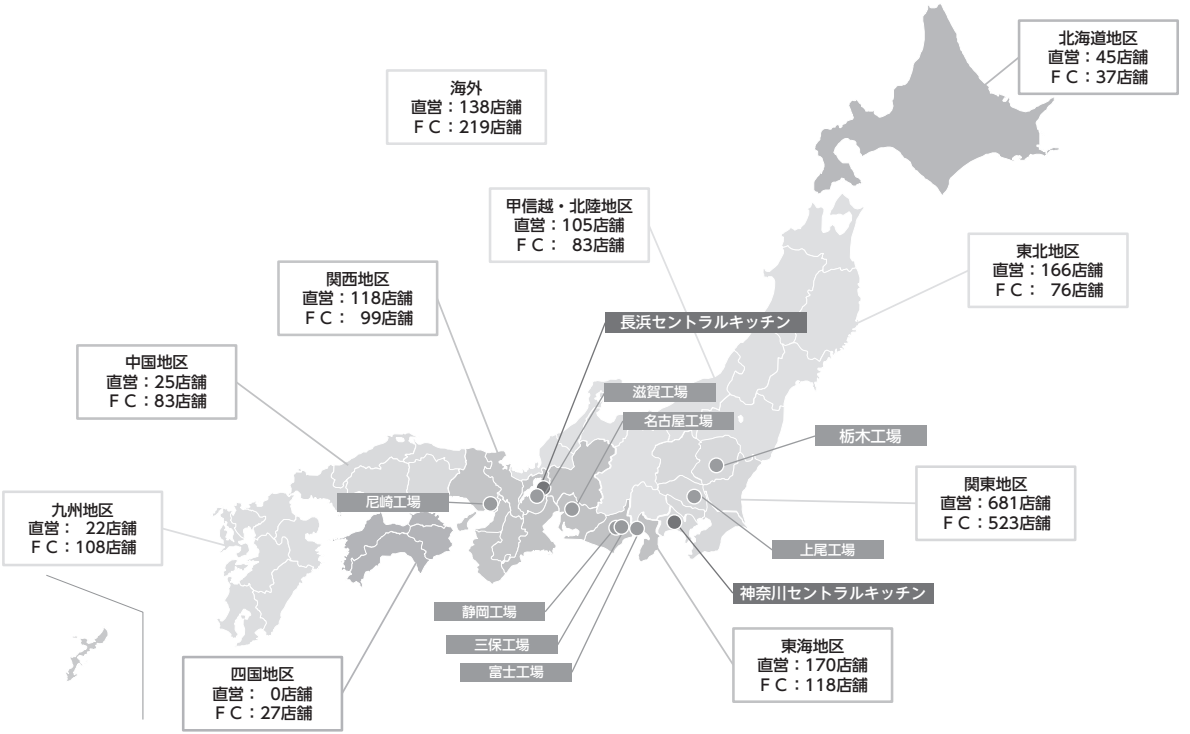

(5) 対処すべき課題

2021年３月期は、期初からの新型コロナウイルス感染症の拡大を受け二度の緊急事態宣言が発出され、休業や時短営業を繰り返さざるを得ない状況にありました。現状は、ワクチン接種が始まってはいるものの、変異株の拡大もあり依然コロナ禍の終息時期は見通せない状態が続いております。緊急事態宣言に準ずる「蔓延防止等重点措置」の効果も限定的であることから、三度目の緊急事態宣言が発出される事態に至り、消費活動の本格的な回復は2022年３月期の第３四半期以降になるものと予想されます。

しかしながら当社グループにおきましては、既に不採算店舗等を大量に閉鎖したことにより収益性が大幅に改善したことに加え、「(1) 当事業年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」にて詳述しましたコスト面の各種施策を積極的・継続的に実施することにより、損益分岐点を2020年３月期に対し17.6%改善させております。また子会社株式の一部売出しによって121億円の資本増強を実施したことによる財務面の安定のほか、休業や時短営業に対する政府の「協力金」等の支援体制の充実による収益面の下支えも行われております。これらを踏まえますと2022年３月期第１四半期は「蔓延防止等重点措置」や「緊急事態宣言」によって売上収益の回復には遅れが生じるものの、収益性の改善や上述の「協力金」等の効果もあることから、業績の落ち込みは前年ほどには至らないものと見込まれます。更にワクチン接種効果が出てくると期待される第３四半期以降には、業績は回復基調に入るものと想定しております。

このような状況を踏まえ、2022年３月期業績は次のとおり見込んでおります。

売上収益・・・・・・・・・・・・・・・・2,216億65百万円
事業利益・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76億56百万円
EBITDA・・・・・・・・・・・・・・・・・151億31百万円
当期利益・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24億13百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益・・・・・ 5億36百万円

また新型コロナウイルスによる事業環境の変化を踏まえ、中期経営計画（2021-2023）を見直し、次の施策を実施してまいります。

短期ミッション
- 事業/エリアポートフォリオの最適化
- 組織体制の再構築
- 財務体質の強化
- デジタル化の推進

中期ミッション
- M＆Aによるシェア拡大
- 海外事業の拡大
- 給食事業の展開

挑戦テーマ
　MDの海外進出（グローバル・マスマーチャンダイジング）

更に当社グループでは長期に亘る持続的な成長を目指し、ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）への取り組みに注力しております。具体的には「環境」への取り組みの一例として、セントラルキッチンでは大型冷蔵庫のフロンガスに代替する自然冷媒の使用や食品リサイクル率100%化を推進し、店舗では照明のＬＥＤ化や省エネエアコン、節水蛇口、節水トイレへの切り替え、生分解性ストローへの変更などにより、環境負荷の低減を推進しております。「社会」への取り組みの一例としては、「障害者の社会への完全参加と平等」の理念に基づき、当社の特例子会社㈱ココットで障害者雇用の促進を図り、また責任ある食の提供・法令遵守の観点から未成年への酒類提供の禁止・飲酒運転の撲滅を鋭意推進しております。更にダイバーシティ推進の観点からは育児休暇制度の整備やリモートワークの拡大、女性管理職比率の20%超への引き上げ、外国人雇用の促進などを行っております。「ガバナンス」への取り組みの一例としては、取締役会の機能強化の観点から社外取締役の1/3以上の維持、女性取締役の増員、指名・報酬諮問委員会の設置、また事業子会社を傘下に多数持つ企業グループであることから、各事業子会社の独立性は確保しつつ業務執行状況の管理・監督が出来る体制の構築などを推進しております。

以上のような取り組みにより、持続的成長を推進できる企業体質に進化することを当社グループ経営の重要課題に位置付けております。

(6) 主要な事業内容 (2021年３月31日現在)

当社グループは、外食事業を幅広く営んでおり、日本全国、北米及びアジア諸国において、直営による飲食店チェーンを展開するとともに、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

連結子会社のうち、㈱コロワイドMDは、各種食料品の商品開発・調達・製造・物流のマーチャンダイジング全般、㈱アトムは、主に「にぎりの徳兵衛」・「ステーキ宮」などの飲食店の経営、㈱レインズインターナショナルは、主に「牛角」・「温野菜」・「土間土間」・「かまどか」・「手作り居酒屋　甘太郎」・「北の味紀行と地酒　北海道」・「FRESHNESS BURGER」などのレストラン及び居酒屋業態のフランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売・食材等の供給及び直営店舗の運営、カッパ・クリエイト㈱は、主に「かっぱ寿司」などの回転寿司の直営店の運営及び寿司・調理パンなどのデリカ事業、㈱大戸屋ホールディングスは、定食店「大戸屋ごはん処」などのレストラン業態のフランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売・食材等の供給及び直営店舗の運営を行っております。尚、当社は、当第２四半期連結会計期間末より㈱大戸屋ホールディングスを連結子会社化しております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年３月31日現在)

① 発行可能株式総数	普通株式	112,999,820株
	優先株式	30株
	第２回優先株式	50株
	第３回優先株式	100株
② 発行済株式の総数	普通株式	75,284,041株
	優先株式	30株
	第２回優先株式	30株
	第３回優先株式	90株
③ 株主数	普通株式	89,707名
	優先株式	1名
	第２回優先株式	1名
	第３回優先株式	1名

④ 大株主（上位10名）

イ．普通株式

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社サンクロード	5,966	8.0
蔵人良子	4,062	5.4
蔵人賢樹	3,264	4.4
蔵人金男	2,667	3.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,084	2.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,215	1.6
鈴木理永	1,094	1.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	1,003	1.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口６）	889	1.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口１）	807	1.1

(注)持株比率は自己株式（250,046株）を控除して計算しております。

ロ. 優先株式

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	30	100

（注）持株比率は発行済の優先株式の総数から計算しております。

ハ. 第２回優先株式

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	30	100

（注）持株比率は発行済の第２回優先株式の総数から計算しております。

二. 第３回優先株式

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	90	100

（注）持株比率は発行済の第３回優先株式の総数から計算しております。

（2）新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2021年３月31日現在)

地位	氏名	担当の状況
代表取締役会長	蔵人金男	経営全般
代表取締役社長	野尻公平	経営全般
取締役	瀬尾秀和	管理部門担当
取締役	澄川浩太	経営管理担当
取締役	杢野純子	社外取締役
取締役(監査等委員・常勤)	宇田　猛	
取締役(監査等委員)	福崎真也	
取締役(監査等委員)	谷　充史	

(注) 1．取締役杢野純子氏、福崎真也氏及び谷充史氏は、社外取締役であります。
2．当社は、取締役福崎真也氏及び谷充史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために宇田猛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4．取締役（監査等委員）福崎真也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5．取締役（監査等委員）谷充史氏は、金融機関在任中に得た幅広い業務知識と経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と杢野純子氏、福崎真也氏及び谷充史氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び執行役員並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員（以下「役員等」という）を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の内容の概要は、次のとおりであります。

イ．被保険者の実質的な保険料の負担割合

保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

ロ．補填の対象とされる保険事故の概要等

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填致します。

但し法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

イ．取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	343 (10)	343 (10)	— (—)	7 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19 (10)	19 (10)	— (—)	3 (2)
合　計 （うち社外取締役）	362 (19)	362 (19)	— (—)	10 (3)

ロ．取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬に係る報酬額は、2015年6月24日開催の第53期定時株主総会において年額500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。

尚、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名です。

当社監査等委員である取締役の金銭報酬に係る報酬額は、2015年6月24日開催の第53期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。

尚、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

ハ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

（イ）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、現行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）を、2021年2月23日開催の取締役会において決議しております。その内容の概要は、次の（ロ）に記載のとおりです。

（ロ）決定方針の内容の概要

ⅰ．基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬等は、固定報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させるとともに、部分的に業績連動報酬等を導入し、一定のインセンティブ報酬を支給することで、業績向上を図るような報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等としての賞与により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみにより構成する。

ⅱ. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容

(ⅰ)個人別の金銭報酬等（業績連動報酬等以外）の額またはその算定方法の決定に関する方針

金銭報酬等（業績連動報酬等以外）は、役位、職責、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、これらを総合的に勘案し、社外取締役を半数以上とする3名以上の取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、下記(ⅳ)のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、固定の基本報酬として毎月一定の時期に支給する。

(ⅱ)業績連動報酬等がある場合には、業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため及び持続的かつ確実な財務的価値向上のため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、当社の過去の業績などを踏まえて「指名・報酬諮問委員会」において予め定めた指標を上回った場合に、各取締役の事業年度における担当事業の業績、貢献度などを勘案して、「指名・報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、下記(ⅳ)のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、賞与として毎年一定の時期に一括して支給する。

尚、当該業績指標を下回る場合、賞与は原則として支給しない。

(ⅲ)取締役の個人別の報酬等の額の割合の決定に関する方針

業績連動報酬等は、基本報酬額を基準として、「指名・報酬諮問委員会」で定めた比率の範囲内とするため、基本報酬と業績連動報酬等の割合はその範囲内で変動する。

(ⅳ)個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、委任を受ける者、委任する権限の内容等

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容の決定について委任を受け、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分とする。

尚、代表取締役は、その権限を適切に行使するため、個人別の報酬等の額について「指名・報酬諮問委員会」に諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて報酬枠の範囲内において個人別の報酬等の額を決定する。

（注）当社は、2021年4月27日開催の取締役会において、2021年6月24日開催の第59期定時株主総会における第3号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が承認可決されることを条件として、株主との価値共有を一層促進し、中長期の業績及び株主価値の持続的な向上に対するインセンティブとして機能する報酬体系とすべく株式報酬制度を導入することを決議しております。これに伴い、上記決定方針を変更する予定です。

（ハ）当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、「指名・報酬諮問委員会」が取締役会の作成する原案について、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で、取締役会に答申を行っており、取締役会により委任された代表取締役は、後記ニ．のとおり、当該答申内容を踏まえて各取締役の報酬額を決定していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記（ロ）記載の決定方針に沿うものであると判断しております。

ニ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月30日開催の取締役会にて代表取締役蔵人金男及び野尻公平に取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断しているためです。

尚、取締役会は、当該権限が代表取締役蔵人金男及び野尻公平によって適切に行使されるよう、「指名・報酬諮問委員会」に原案を諮問し、答申を得ており、代表取締役蔵人金男及び野尻公平は、当該答申内容を踏まえて、各取締役の基本報酬の額を決定しております。

（4）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、積極的に利益還元してまいりたいと考えております。

剰余金の配当については、長期的な事業成長と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続することを基本方針としております。内部留保金につきましては、事業拡大と効率化のためのM&A、新規出店、設備投資、人材の育成等に充当し、企業価値の向上に努めてまいりたいと考えております。

当事業年度につきましては、利益配分に関する基本方針に基づき、当社普通株式１株につき５円、優先株式１株につき3,126,360円、第２回優先株式１株につき3,626,360円、第３回優先株式１株につき3,500,000円の配当を実施させて頂きます。

以　上

連結計算書類

連結財政状態計算書　(2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**62,236**
現金及び現金同等物	38,422
営業債権及びその他の債権	14,238
その他の金融資産	989
棚卸資産	2,806
未収法人所得税	605
その他の流動資産	4,659
小計	61,719
売却目的で保有する非流動資産	517
非流動資産	**201,757**
有形固定資産	44,339
使用権資産	27,831
のれん	81,028
無形資産	8,680
投資不動産	509
その他の金融資産	25,608
繰延税金資産	13,376
その他の非流動資産	385
資産合計	**263,993**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**103,845**
営業債務及びその他の債務	18,721
社債及び借入金	51,686
リース負債	15,286
その他の金融負債	22
未払法人所得税	3,407
引当金	5,514
契約負債等	238
その他の流動負債	8,971
非流動負債	**122,337**
営業債務及びその他の債務	4,113
社債及び借入金	81,885
リース負債	24,618
その他の金融負債	2,223
退職給付に係る負債	522
引当金	7,123
繰延税金負債	186
契約負債等	811
その他の非流動負債	856
負債合計	**226,182**
資本の部	
親会社の所有者に帰属する持分合計	**31,442**
資本金	18,530
資本剰余金	31,302
自己株式	△159
その他の資本の構成要素	△630
利益剰余金	△17,602
非支配持分	**6,368**
資本合計	**37,810**
負債及び資本合計	**263,993**

連結損益計算書　（2020年４月１日から2021年３月31日まで）　（単位：百万円）

科目	金額
売上収益	**168,181**
売上原価	**75,524**
売上総利益	**92,657**
販売費及び一般管理費	**100,804**
その他の営業収益	
賃料収入	336
雑収入	432
その他	976
その他の営業収益合計	**1,745**
その他の営業費用	
減損損失	4,121
閉店損失引当金繰入	82
その他	2,559
その他の営業費用合計	**6,762**
営業損失	**13,163**
金融収益	**2,421**
金融費用	**3,219**
税引前損失	**13,961**
法人所得税費用	**△3,193**
当期損失	**10,769**
当期損失の帰属	
親会社の所有者	9,728
非支配持分	1,040
当期損失	**10,769**

（注）当社が経常的事業活動からの収益の指標としている事業損失は8,146百万円となりました。
事業利益 =「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。
事業利益は、IFRSで定義されている指標ではありません。

計算書類

貸借対照表（日本基準）（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**41,432**
現金及び預金	12,308
前払費用	84
関係会社短期貸付金	26,709
未収入金	2,300
その他	29
固定資産	**82,153**
有形固定資産	**92**
建物	65
機械及び装置	7
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	19
リース資産	0
無形固定資産	**134**
商標権	1
ソフトウェア	119
リース資産	13
投資その他の資産	**81,926**
投資有価証券	73
関係会社株式	48,270
敷金及び保証金	260
会員権	75
繰延税金資産	161
関係会社長期貸付金	32,855
その他	228
繰延資産	**545**
社債発行費	545
資産合計	**124,131**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**32,104**
短期借入金	9,805
1年内返済予定の長期借入金	8,955
リース債務	8
未払金	795
1年内償還予定の社債	8,272
未払費用	160
未払法人税等	3,002
預り金	18
販売促進引当金	1,069
賞与引当金	16
固定負債	**47,060**
社債	19,619
長期借入金	27,423
リース債務	6
資産除去債務	10
負債合計	**79,164**
純資産の部	
株主資本	**44,972**
資本金	**18,530**
資本剰余金	**9,368**
資本準備金	8,248
その他資本剰余金	1,120
利益剰余金	**17,232**
利益準備金	112
その他利益剰余金	17,120
繰越利益剰余金	17,120
自己株式	**△158**
評価・換算差額等	**△5**
その他有価証券評価差額金	△5
純資産合計	**44,966**
負債・純資産合計	**124,131**

損益計算書（日本基準）（2020年4月1日から2021年3月31日まで）（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**928**
販売費及び一般管理費	**4,239**
営業損失	**3,311**
営業外収益	**1,263**
営業外費用	**1,087**
経常損失	**3,135**
特別利益	
関係会社株式売却益	14,867
その他	17
特別利益合計	**14,884**
特別損失	**23**
税引前当期純利益	**11,725**
法人税、住民税及び事業税	3,818
法人税等調整額	△111
当期純利益	**8,018**

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

株式会社コロワイド
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　津田英嗣　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　井出正弘　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山本道之　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コロワイドの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社コロワイド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月25日

株式会社コロワイド
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　津田英嗣　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　井出正弘　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山本道之　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社コロワイドの2020年４月１日から2021年３月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門との連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月26日

株式会社コロワイド　監査等委員会

常勤監査等委員　**宇田　猛** ㊞

監査等委員　**福崎真也** ㊞

監査等委員　**谷　充史** ㊞

(注) 監査等委員福崎真也及び監査等委員谷充史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項 に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

神奈川県民ホール

横浜市中区山下町３丁目１番

ＴＥＬ　０４５－６６２－５９０１（代表）

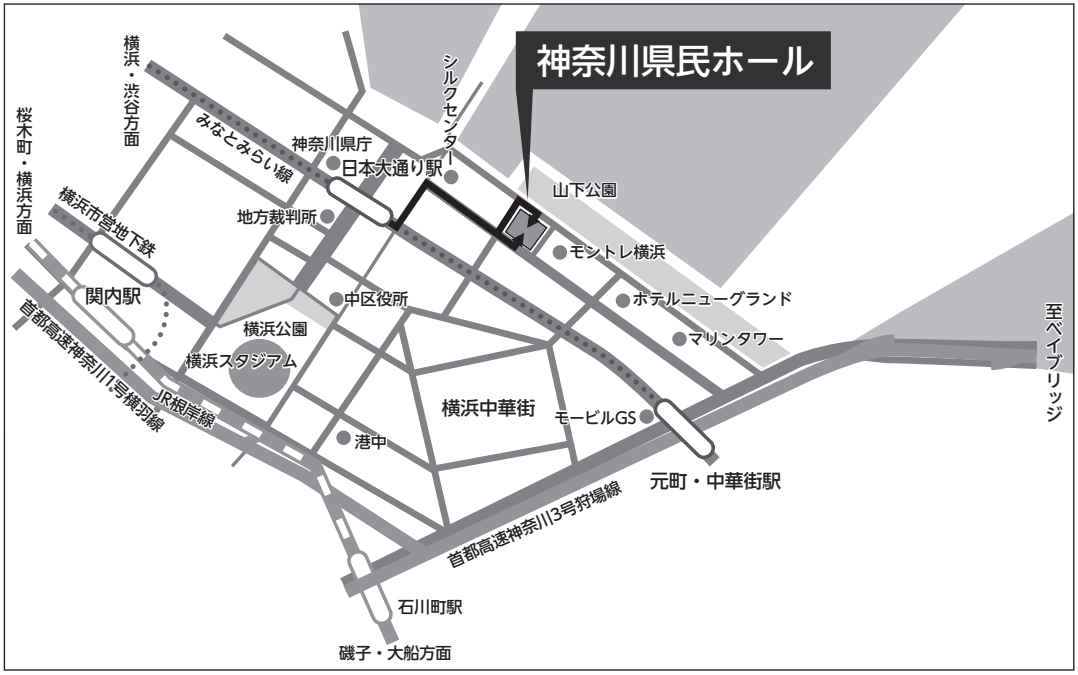

■最寄りの交通機関

・みなとみらい線（東急東横線直通）「日本大通り駅」

（３番出口より徒歩６分）

（お願い）

○　駐車場は用意しておりません。